

会 議 録 (要旨)

会 議 名	令和3年度第1回武蔵村山市まちづくり審議会
開 催 日 時	令和3年8月26日(木) 午後3時00分から午後4時45分まで
開 催 場 所	さくらホール会議室1・2
出 席 者 及び欠席者	出席者：柴田賢次委員(会長)、波多野政俊委員(副会長)、宇野健一委員、嶋正委員、日置雅晴委員、坂本安隆委員、藤野美羽委員、吉田洋市委員 欠席者：なし 事務局：都市整備部長、都市計画課長、都市計画課係長(計画係)、同課係長(開発・住宅係)、同課主事(開発・住宅係)、同課主事(計画係)
議 題	1 会長及び副会長の互選について 2 まちづくり条例の概要について 3 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に伴うまちづくり条例等の改正について 4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項：会議の公開に関する運営要領について 会議の公開に関する運営要領について、会議資料に基づき事務局から報告した。 議題1：会長及び副会長の互選について 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第129条第1項の規定により、会長に柴田委員を、副会長に波多野委員を選任した。 議題2：まちづくり条例の概要について まちづくり条例の概要について、会議資料に基づき事務局から説明し、共通理解を図った。 議題3：家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に伴うまちづくり条例等の改正内容について、承認された。 議題4：その他 波多野副会長より、狭山丘陵景観重点地区の基準や運用などに関する今後の調査検討の必要性について提案があり、今後の検討課題とした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載)	※委員の委嘱等 会議の開催に先立ち、委嘱書の交付、市長挨拶、委員の紹介及び事務局職員の紹介等を行った。

<p>し、同一内容は一つにまとめる。)</p> <p>(発言者)</p> <p>○印=委員</p> <p>●印=事務局</p>	<p>報告事項：会議の公開に関する運営要領について</p> <p>【事務局説明要旨】</p> <p>● 会議資料に基づき、会議の公開に関する運営要領について報告。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 特になし。</p> <p>議題1：会長及び副会長の互選について</p> <p>【事務局説明要旨】</p> <p>● 会長及び副会長の選任について、武蔵村山市まちづくり条例施行規則第129条第1項の規定により、委員の互選で決定する旨を説明した。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 会長に柴田委員を、副会長に波多野委員を推挙する意見あり。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p>議題2：まちづくり条例の概要について</p> <p>【事務局説明要旨】</p> <p>● 資料3-1「武蔵村山市まちづくり審議会について」、資料3-2「武蔵村山市まちづくり条例のあらまし(体系図)」、資料3-3「武蔵村山市まちづくり条例の運用状況」及び資料3-4「景観影響行為の届出実績と完了報告の提出状況」に基づき、まちづくり審議会の所掌事項及びまちづくり条例の内容について説明。</p> <p>地区まちづくり計画、新青梅街道沿道地区のまちづくり及び狭山丘陵の景観の保全については、「地区まちづくり計画をつくろう」、「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」及び「狭山丘陵の景観の保全のために」などのパンフレット等に基づき説明。</p> <p>事業者の参画による開発事業等によるまちづくりについては、資料4-1「開発の基準等」、資料4-2「武蔵村山市のまちづくり条例施行後の開発事業事前協議件数」、資料4-3「開発事業実績箇所図」及び「武蔵村山市まちづくり条例」のパンフレット等に基づき説明。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ (1) 新青梅街道沿道地区まちづくり計画に隣接する区域外の地域の規制は今後どのようにしていくのか。</p> <p>(2) 狭山丘陵景観重点地区において、完了報告提出率が73%まで上昇したが、守られていない状況が多い。以前、規制強化の審議について意見を申し上げたが、具体的な予定はどうなっているのか。</p> <p>(3) 熱海市の盛土で問題が起きたが、狭山丘陵でも同様の問題が発生する可能性がある。狭山丘陵の景観の保全のなかで対応できるかはわからないが、対策等は考えていくのだろうか。</p>
---	---

- (1) 新青梅街道沿道については、モノレール延伸を見据え、賑わい創出や景観に配慮した街並みの形成について、誘導を図っているところである。後背地については、現在、用途地域やまちづくり基本方針等により土地利用の誘導を図っているところであり新青梅街道沿道地区地区計画のような地区計画の策定までは考えていない。今後モノレールの進捗状況等を勘案し、必要に応じて検討していくことになると考えている。
- (2) 現在、調査・検討をしている。まちづくり条例の施行から約10年経過し、時代背景も変化しつつあることから、規制を強めるか否かというところも含め審議してきたいと考えている。
- (3) 市内に大規模な盛土はない。しかし、土砂災害警戒区域に指定された場所が多くあることから、今後どのような規制をかけていくのか、検討していきたい。

議題3：家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に伴うまちづくり条例等の改正について

【事務局説明要旨】

- 令和4年10月からの家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に向け、その実施計画の策定を所管課にて進めている。当計画が策定された場合、武蔵村山市まちづくり条例における産業廃棄物保管場所の設置に係る規定についても見直しが必要となるため、条例改正の審議をお願いするところである。

資料5「武蔵村山市まちづくり条例新旧対照表」及び資料6「武蔵村山市まちづくり条例施行規則新旧対照表」に基づき、現行の内容、改正案について説明。

【質疑・意見等】

- 今回の条例改正は、ごみ収集の方法が変わることからも必要なことである。これまで義務付けられていたパブリックスペースが余ってしまうが、少子高齢化や持続的な地域づくりの観点から、できる限り有効活用すべきだと考えるが、事務局の考えを伺いたい。
- 集積所の所有権は対象地の住民による共有名義や開発業者であることが多く、市所有の集積所については、かなり少数である。市所有の集積所については、第三者への提供等内部で検討している。
- 既に住まわれている開発宅地の住民は、一定の面積が設けられ利用していたが、戸別収集になることによって空きスペースになってしまう。その空間をコミュニティ造成の場などとして利用していくことが行政としては望ましいのではないか。
- 今後、そのような御意見があったということで、庁内検討の場で共有

させていただきます。

- 確認であるが、ごみの収集の状況は、従来は共同の集積所があったというイメージで間違いないか。マンション等の集合住宅は従来どおり変わらないということによいか。
- 現在、戸建の場合、10戸以上は設置された集積所で、10戸未満であれば市へ届出た所定の位置で収集している。所管課によると、戸別収集になると道路に面した場所に出すことになるが、既存の集積所で、共有名義者全員が今後も使いたいとの意向を示せば、利用を継続する方針とのことである。

- (1) パブリックスペースとしての活用方法について。今後の活用方法のアイデアとして、AEDの設置等を検討したらどうだろうか。
(2) 戸別収集になると、収集にかかる時間がどのくらいになるのか。また、収集時間と子供たちの登下校が被らないようにしていただきたい。
- (1) 担当課ではないため明確な回答はできないが、アイデアがあれば事務局を通して担当課へ意見を伝える。
(2) 収集時間の実証実験を行っている。スクールゾーンなどは、登下校の時間と被らないように調整をするとのことである。

- 府中市では、戸別収集が実施されている。個人の廃棄物を個人の敷地内に置くことから、まちづくり条例に馴染まないと感じる。
一方、まちづくりの美観という観点で、現状のゴミ出し実態から戸別収集については実施に向け収集方法やゴミの出し方について担当課から適正な指導が必要である。
- 他の行政でも御指摘いただいた内容が課題となっている認識はある。美観の観点からもゴミの出し方等に関する啓発活動などの必要性について所管課も認識しているところである。
- 集合住宅のごみ収集方法にも配慮していただきたい。
- 貴重な御意見として頂戴する。

- 国分寺市ではごみ出し確認のボランティアが設置されていた。

- 国内の似た事例や他国の状況について調査するのはどうだろうか。
- 参考にする。

- 共有名義の集積所を将来活用するにあたり、権利関係等を早いうちか

ら手立てを講じなければならない。

- 本日頂戴したご意見や考え方などについては、所管課とも共有して条例改正に向けて、手続を進めていきたい。

議題4：その他

【質疑・意見等】

- まちづくり条例は、平成23年に制定され、その後約10年が経過したところである。狭山丘陵景観重点地区における基準などについて、運用の経緯並びに課題について振り返り、まちづくり条例の本来の理念の実現において、その効果的な運用を図るため見直しを検討する時期であると考え。

東京都の区域マスタープランや、武蔵村山市第五次長期総合計画などでは、多摩丘陵、狭山丘陵、青梅街道沿いの農地、屋敷林を特徴ある風景として緑の骨格として重点的に位置付け、民間の協力を得てみどりの拡充や質の向上を図るとしているなど、武蔵村山市の特徴であるみどりの保全育成を掲げている。

また、都市軸として位置付けられている新青梅街道は多摩都市モノレールの導入空間ともなり、新青梅街道沿道まちづくり計画や新青梅街道沿道地区地区計画の策定等の施策により、にぎわいと活力ある沿道市街地の形成を図るとしており、新青梅街道を中心軸として緩やかな集約型地域構造の構築を描いていると考えている。

こういったことを踏まえ、みどりを保全育成すべき狭山丘陵景観重点地区における開発を前提とした「景観重点基準」の見直しであったり、狭山丘陵と一体不可分である狭山丘陵景観重点地区を市における歴史的景観、郷土の価値として捉え基本理念として明確化することの検討行っていくなどの必要があるのではないかと。

是非とも、今後、事務局、審議会にて研究、検討、審議していく場を設けていただきたく、御検討をお願いする。

- 今いただいた御意見等については、事務局、審議会としても今後の検討課題として捉えて行くということによろしいでしょうか。
- 異議なし。

- 緑化の指導が課題ということであるが、世田谷区の緑化条例や兵庫県の芦屋市は景観地区など建築確認申請と連動している事例もあるので参考にしていきたい。どこまで強制力を持たせていくかということも、今後の検討課題となると考えている。

- 事務局では、引き続き調査検討を行っていただきたいと思います。その他何かありますか。

	● 会議録案の確認方法及び今後の審議会の予定等について報告。
--	--------------------------------

会議の公開 ・非公開の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者：3人
---------------------	--	--------

会議録の開 示・非開示 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)
----------------------	--

庶務担当課	都市整備部都市計画課（内線274）
-------	-------------------